

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 横須賀市障害者地域生活サポート事業（以下「サポート事業」という。）に係る費用に対する補助金の交付について、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 サポート事業は、支援が困難な障害者も地域の人々とともに暮らしているための環境を整備するため、高い専門性を持った職員の給与等、通常の介護報酬では賄うことができない費用について、支援を行った法人に対し、その実績に応じた補助を行うこととする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となるサポート事業は、次に掲げる事業とする。ただし、本市及び神奈川県指定管理者として事業を実施している次条の法人が当該指定管理者として実施している事業については、交付の対象としない。

- (1) 重度重複障害者個別支援事業
- (2) 行動障害者支援事業
- (3) 医療的ケア支援事業
- (4) 遷延性意識障害者個別支援事業

(事業の実施主体)

第4条 サポート事業の実施主体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、サポート事業を適切に実施できると市長が認める法人（以下「法人」という。）とする。

(事業内容)

第5条 第3条各号に掲げる事業（以下「各事業」という。）の内容は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 重度重複障害者個別支援事業は、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 身体障害者手帳1若しくは2級、療育手帳A1若しくはA2又は精神保健福祉手帳1級のうち、複数の手帳の交付を受けた利用者（本市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けたものをいう。以下同じ。）又は同様の状態にあると市長が認めた利用者（加齢により心身機能に変化があった者で、介護保険サービスが利用可能な者（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する要介護被保険者又は第53条第1項に規定する

居宅要支援被保険者に該当し得る者をいう。)を除く。)に対し、個々の障害に適した支援を行う事業であること。

イ 指定基準等で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

ウ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型において実施する事業であること。

（２）行動障害者支援事業は、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 行動障害等のため、日常的に多くの支援を要する者で、障害支援区分が 3 以上で、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第 1 における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度について、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）別表第 2 に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 6 点以上 10 点未満の利用者に対し、個々の障害に適した支援を行う事業であること。

イ 指定基準等で定められた人員基準を超えて職員を配置するものであること。

ウ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型において実施する事業であること。

（３）医療的ケア支援事業は、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 気管切開、痰の吸引、胃ろう、経管栄養、I V H、膀胱ろう又はこれらに準じると市長が認めた医療行為について、看護職員等（看護職員並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士並びに同法附則第 10 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）による医療的支援を日常的に必要とする利用者に対し、医療支援を行う事業であること。

イ 看護職員等を常勤換算で 1 人以上配置するものであること。

ウ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、

就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型において実施する事業であること。

(4) 遷延性意識障害者個別支援事業は、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 次に掲げるもののうち、5 つ以上に該当する利用者に対し、支援を行う事業であること。

(ア) 自力での移動が不可能であること。

(イ) 意味のある発語を欠くこと。

(ウ) 意思疎通を欠くこと。

(エ) 視覚による認識を欠くこと。

(オ) 原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。

(カ) 排泄失禁状態であること。

イ 看護職員等を常勤換算で 1 人以上配置するものであること。

ウ 生活介護又は短期入所（日中を通じて支援する場合に限る）において実施する事業であること。

2 指定障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という）が市外（県内に限る）に所在するときは、本市の利用者であり、かつ、当該事業所の所在する市町村が前項各号に規定する事業と同等の事業を実施し、当該事業所が当該同等の補助事業の交付対象となっている場合に限り、補助対象事業とするものとする。

ただし、上記の規定にかかわらず、令和 6 年度に社会福祉事業運営費補助金の交付を受けた事業所については、引き続き同様の事業を補助対象事業とする。

3 第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる事業のうち、第 1 号と第 2 号及び第 1 号と第 3 号の重複以外、重複して補助を受けることはできないものとする。

（補助金の交付対象経費）

第 6 条 補助金の交付対象経費は、別表に定める交付対象経費とする。ただし、市外事業所については、当該事業所を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の各事業における対象経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準によるものとする。

（交付申請）

第 8 条 サポート事業を実施しようとする法人（以下「申請者」という。）は、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に、

次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第4条第2項第2号に規定する予算書は省略するものとする。

- (1) 事業実施計画
 - (2) 事務担当者連絡票
 - (3) 人員基準適合確認シートの写し
 - (4) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の写し（医療的ケア支援事業又は遷延性意識障害者個別支援事業を申請する場合に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第9条 市長は、前条の横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付申請書を受理したときは、その内容について審査を行い、補助事業の内容を適正と認めた場合には、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項において、交付申請の内容の一部が適正ではないと認められる場合には、減額して交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の全部を交付しないことと決定したときは、申請者に対し、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、前条第1項の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 前条第1項の通知を受けた法人（以下「事業実施者」という。）は、補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- (3) 事業実施者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施者は、障害福祉サービス提供に関する全ての法令、条例、規則及びこの要綱を遵守しなければならない。

（事業計画変更の承認等）

第11条 事業実施者は、当該事業を変更、中止又は廃止するときは、速やかに横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金事業変更（中止・廃止）申請書（第4号様式）を、中止又は変更する事項に係る書類を添えて市長に提出し、市長

の承認を受けなければならない。

（変更の承認通知）

第12条 市長は、前条の申請を適当であると認めたときは、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付額変更等承認通知書（第5号様式）により、事業実施者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、第10条に定める条件を付するものとする。

3 市長は、前条の申請内容を調査した結果、変更を承認しないことと決定したときは、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付額変更等不承認通知書（第6号様式）により、事業実施者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第13条 事業実施者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 事業実施者は、補助金を他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、当該法人から報告を求めることができる。

（補助事業の遂行等の指示）

第15条 市長は、事業実施者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、事業実施者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

（実績報告）

第16条 事業実施者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して15日以内に、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金実績報告書（第7号様式）を市長に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業実施報告書

（2）障害福祉サービス提供実績記録票

（3）収支決算書その他補助事業の実績がわかる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

（補助金等の額の確定等）

第17条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施者に対して指示するものとする。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助金の交付)

第20条 補助金の交付は、4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分の年4回に分けて行うこととする。

2 事業実施者が前項の規定により補助金等の請求をしようとするときは、請求書(第8号様式)を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第21条 市長は、事業実施者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の他の用途への使用をしたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、当該法人に対し、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(帳簿等の整備)

第22条 事業実施者は、事業対象利用者の名簿、サポート事業の記録及び経理に関する帳簿等を備え付け、整備し、サポート事業が完了した翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度から令和6年度までの間において、民間社会福祉施設重症心身障害者処遇費扶助事業実施要綱を廃止する要綱附則第2項の規定により交付の対象となった事業所において行う事業にあつては、交付を受けた当該年度において、第3条各号に掲げる事業の対象としない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条、第7条関係）

事業名	交付対象経費	交付基準額
重度重複障害者個別支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、その他の事務執行に要する費用	利用者1人あたり 3,000円／日
行動障害者支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、その他の事務執行に要する費用	利用者1人あたり 1,400円／日
医療的ケア支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、その他の事務執行に要する費用	利用者1人あたり 2,300円／日
遷延性意識障害者個別	事業実施に必要な報酬、給	利用者1人あたり

支援事業	料、職員手当等、その他の 事務執行に要する費用	4,900 円 / 日
------	----------------------------	-------------

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付申請書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
所在地 申請者 法人名 役職及び代表者氏名		
年度横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付を受けるため、横須賀市 障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱第 8 条により、関係書類を添えて、下記の とおり申請いたします。		
補 助 金 等 の 名 称	横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金	
実 施 す る 事 業	A 重度重複障害者個別支援事業 B 行動障害者支援事業 C 医療的ケア支援事業 D 遷延性意識障害者個別支援事業	
交 付 金 額	円	
事 業 開 始 予 定 日	年 月 日	
事業を実施する事業所名	1 2 3 4 5	6 7 8 9 10
添 付 資 料	1 事業実施計画書 2 事務担当者連絡票 3 人員基準適合確認シート(写) 4 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(写)＜C・Dの事業のみ＞ 5 6 7	

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付決定通知書

横須賀市指令福障第 号 年 月 日 所在地 申請者 法人名 役職及び代表者氏名 横須賀市長 印 年 月 日 付で申請のあった横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付申請について次のとおり決定したので、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知する。	
補 助 金 等 の 名 称	横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	重度重複障害者個別支援事業 行動障害者支援事業 医療的ケア支援事業 遷延性意識障害者個別支援事業
交 付 金 額	円
交 付 条 件	1. 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。 2. 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 3. 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。 4. 障害福祉サービス提供に関する全ての法令、条例、規則及びこの要綱を遵守しなければならない。

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金不交付決定通知書

横須賀市指令福障第 号 年 月 日 所在地 申請者 法人名 役職及び代表者氏名 横須賀市長 印 年 月 日 付で申請のあった横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付申請については、次の理由により交付しないこととしたので、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知する。	
補 助 金 等 の 名 称	横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	重度重複障害者個別支援事業 行動障害者支援事業 医療的ケア支援事業 遷延性意識障害者個別支援事業
不 交 付 の 理 由	

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日 （あて先）横須賀市長 所在地 申請者 法人名 役職及び代表者氏名 年度横須賀市障害者地域生活サポート事業について、以下のとおり変更したので 障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱第11条により、関係書類を添えて、下記の とおり申請いたします。	
補 助 金 等 の 名 称	横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金
変 更 す る 事 業	A 重度重複障害者個別支援事業 B 行動障害者支援事業 C 医療的ケア支援事業 D 遷延性意識障害者個別支援事業
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 す る 事 業 所 名	
変 更 の 理 由	（具体的に）
添 付 資 料 （変更後の内容が記載されたもの）	1 2 3 4 5

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付額変更等承認通知書

横須賀市指令福障第 号 年 月 日 所在地 申請者 法人名 役職及び代表者氏名 横須賀市長 印 年 月 日 付で申請のあった横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金事業変更（中止・廃止）申請については、次のとおり承認したので横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱第12条第 1 項の規定により通知する。	
補 助 金 等 の 名 称	横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	重度重複障害者個別支援事業 行動障害者支援事業 医療的ケア支援事業 遷延性意識障害者個別支援事業
交 付 金 額	変更前 円 変更後 円
変 更 の 内 容	変更（中止・廃止）年月日： 年 月 日
交 付 条 件	1. 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。 2. 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 3. 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。 4. 障害福祉サービス提供に関する全ての法令、条例、規則及びこの要綱を遵守しなければならない。

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付額変更等不承認通知書

横須賀市指令福障第 号 年 月 日 所在地 申請者 法人名 役職及び代表者氏名 横須賀市長 印 年 月 日 付で申請のあった横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金事業変更（中止・廃止）届については次の理由により不承認としたので、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱第12条第 3 項の規定により通知する。	
補 助 金 等 の 名 称	横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	重度重複障害者個別支援事業 行動障害者支援事業 医療的ケア支援事業 遷延性意識障害者個別支援事業
不 承 認 の 理 由	

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金実績報告書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
所在地 申請者 法人名 役職及び代表者氏名		
年度横須賀市障害者地域生活サポート事業が完了したため、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱第16条により、関係書類を添えて、下記のとおり報告いたします。		
補 助 金 等 の 名 称	横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金	
実 施 事 業	A 重度重複障害者個別支援事業 B 行動障害者支援事業 C 医療的ケア支援事業 D 遷延性意識障害者個別支援事業	
交 付 決 定 額	円	
精 算 額	円	
事 業 完 了 年 月 日	年 月 日	
事業が完了した事業所名	1	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
添 付 資 料	1 事業実施報告書	
	2 障害福祉サービス提供実績記録票（写）	
	3 収支決算書（写）	
	4	
	5	
	6	
	7	

年 月 日

（あて先）
横須賀市長

郵便番号
所在地
法人名
役職及び代表者氏名

請 求 書

円

ただし、 年度分横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金として、上記の金額
を請求します。

振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座名義人（フリガナ）			
	口座名義人			
	口座番号			

本件責任者	氏名 電話番号
担当者連絡先	氏名 電話番号

横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付決定取消通知書

横須賀市指令福障第 号 年 月 日 所在地 申請者 法人名 役職及び代表者氏名 横須賀市長 印 年 月 日 付横須賀市指令福障第 号で交付決定した、横須賀市 障害者地域生活サポート事業費補助金交付決定について、以下の理由により 一部 を取消 したので、横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金交付要綱第21条第 3 項の規定に より通知する。	
取 消 前 の 交 付 決 定 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 額	円
取 消 の 理 由	